

南砺市子どもの権利条例（仮称）素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第12条）

第4章 南砺市の環境（第13条―第19条）

第5章 権利の救済と推進（第20条―第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

わたしたち南砺市民は、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、心豊かに生きることができるまちづくりを目指し、国際連合が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）の理念に基づきこの条例を制定します。

子どもは、生まれながらにして人格をもつ一人の人間として尊重されます。子どもは、愛され、権利を保障されることで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。子どもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。子どもは、いかなる差別も受けることなく自分が受け入れられ、喜ばれていることを知ることで、自分の考えをもち、自分の思いを表現し、自分らしく生きる力を育みます。

子どもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、子どもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り、子どもが自分自身の思いや考えを表現できるよう支援します。大人は、子どもに対して一方的な考えを押し付けることなく、子どもの思いを尊重し子どもの意見に耳を傾けます。子どもの権利を守ることは、社会の幸せにつながります。子どもにとってやさしい世界は、大人にとってもやさしい世界です。

この条例の制定を通して家庭、学校、地域等、社会全体で総合的に連携を取りながら、子どもの心身の発達と幸福感の増進、自律心と挑戦心の育成を図ります。子どもが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する南砺市、誰一人取り残さない、幸せを感じられる南砺市を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どものもつ権利を保障し、一人一人が人として生きるために誰もが心豊かに成長できるまちづくりに市と市民が協働で取り組むことを目指します。

(定義)

第2条 この条例において、子どもとは、18歳になっていないすべての人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例において、子どもの最善の利益とは、どのような場面でも子どもの意見を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 子どもと権利

(子どもがもつ権利)

第3条 子どもは、生まれながらに大切な権利を保障されます。

(生きること)

第4条 子どもは、命と心を大切にされます。

2 子どもとその家族は、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、財産その他の置かれている状況によるいかなる差別や不利益を受けません。

3 子どもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

(育つこと)

第5条 子どもは、もって生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しく健やかに生活することができます。

2 子どもは、一人一人の人格を尊重され、子どもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

3 子どもは、興味関心を広げ、教育を受け、学ぶことができ、遊んだり休んだりしながら育つことができます。

4 子どもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 子どもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られる権利を保障されます。

2 子どもは、家族や友達、子どもを取り巻く関係機関等によって、心と体が傷つけ

られないように守られます。

- 3 子どもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 子どもは、自分の意見を伝え、仲間をつくることができます。

- 2 子どもは、様々な活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもを一人の人間として尊重し、一人一人が自分らしく成長できるようにその発想を受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

- 2 大人は、子どもが心身ともに健康に育つために、子どもにとっての最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育する子どもに対して責任と義務があります。子どもに関心をもって接し、心身ともに健康な子どもを育てます。

- 2 保護者は、子どもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

(子どもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 子どもが通う教育機関等の設置者、管理者、職員は、子どもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、子どもに関わります。

- 2 子どもが通う教育機関等の設置者、管理者、職員は、子どもの心に目を向け、自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(子どもに関わる地域団体の役割)

第11条 子どもに関わる地域団体(以下「地域団体」といいます。)は、子どもが可能性を伸ばせるように、視野を広げたり地域の伝統文化に触れたりする体験、経験、交流の機会の提供に努めます。

- 2 地域団体は、地域の子育て世代に寄り添い、支えることに努めます。

(市民の役割)

第12条 市民は、日頃の挨拶や見守りを通し、子どもの育ちに関心を持ち、子どもと共に成長していきます。

- 2 市民は、子どもが健全に育つため、子育て家庭が安心できる社会づくりに取り組みます。

第4章 南砺市の環境

(市の努め)

第13条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりの実現のために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、施策の推進に関わる広報活動に努めます。

3 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考え・思いを表明することができ、かつ、その意見や考え・思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境の整備を図ります。

(日常の環境)

第14条 市は、子どもの命を守ることができる健全な成長に配慮した環境を整え、子どもが自らの命を守る学びの経験を奪うことなく、生きる力を身につけるよう支援します。

2 市は、子どもが主体的に行動し、成長することができる南砺市各地域の特色を活かした環境を作ります。

3 市は、保護者や地域団体など子どもに関わる大人を支援します。

(居場所づくり)

第15条 市は、学校と家庭以外にも一人一人が居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第16条 市は、子どもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知活動に努めます。

2 市は、子どもが自ら情報を集め、選択・判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第17条 市民は、子どもに関することは、子どもの意見を聞き、その意見が反映されるように努めます。

(人権侵害の対応)

第18条 市は、いじめ・体罰・虐待等の人権侵害を見逃しません。

2 市は、人権侵害が起こったときに、子どもと、子どもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及・啓発)

第19条 市は、子どもの権利条例を広報し、学習の機会を提供することで、継続し

た市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第20条 市は、子どもも大人も不安や悩みをもったときに相談できる体制を整えます。

2 市や関係団体は、相談内容に応じて必要な連携を取り状況の改善に努めます。

(子どもの権利委員会)

第21条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、南砺市子どもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議検証を定期的に行います。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。